

なでなで肌着アンバサダーに関する規約

この規約は、ママとベビーの教室ハートノート（以下「本部」という。）が主催する認定試験及び審査に合格し、認定を受けたなでなで肌着アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）の活動について定めるものとする。

（目的）

第1条 アンバサダーは、次に掲げる目的をもって活動する。

- （1） なでなで肌着を通してタッチについて伝えること。
- （2） より良い成長発達のためにできる関わりやその支援方法を伝えること。
- （3） より良い支援ができるよう、子どもに関わる人々に寄り添える存在になること。

（認定）

第2条 なでなで肌着アンバサダーの認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、本規約に同意し、別に定める受講料を添えて本部になでなで肌着アンバサダー養成講座（以下「養成講座」という。）を申し込むものとする。

- 2 本部は、前項の規定による申請があったときは、養成講座及び試験を行い、認定することが適当であると認めた者に対し、なでなで肌着アンバサダー認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 3 認定証の交付を受けた者は、アンバサダーとして本部のホームページにおいて紹介記事の掲載を希望することができるものとする。

（認定の期間及び登録・更新）

第3条 認定の期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。

- 2 認定は自動更新とする。この場合において、認定後1年以内に本部が主催する講座を1回以上受講していない者は更新不可とする。
- 3 認定の更新を希望しない者は、認定の期間満了の1か月前までに更新辞退申請をしなければならない。
- 4 更新を辞退した者が、再度認定を希望する場合は、養成講座を再受講しなければならない。

（認定の取消し）

第4条 アンバサダーが、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。

- （1） 特定の政治、思想、宗教などの活動に結び付けて活動する場合
- （2） 法令や公序良俗に反するような方法で活動する場合
- （3） 登録内容に虚偽の記載があった場合
- （4） その他本部が不適切と判断する場合

（会費の支払い）

第5条 アンバサダーは入会費30,000円を支払う（登録手数料・年会費・講習費含む）

2年目以降は更新料13,000円（登録手数料2,000円、年会費3,000円、講習費8,000円）を支払うものとする。ただし、年の途中で認定を受けたときは、年会費は月割りで計算

した額とする。

2 第3条第2項の規定による認定の自動更新に当たっては、毎年12月末日までに翌年分の年会費を支払うこととする。

3 アンバサダーが既に支払った入会費や更新料は、その理由を問わず、これを返還しない。

(認定後の活動)

第6条 アンバサダーはなでなで肌着を媒体とした次の活動ができる。

- (1) タッチについて伝えること。
- (2) タッチケア教室・親子向けイベント等で使用すること。
- (3) 商品の紹介及び販売をすること。

2 前項第3号の販売に当たってアンバサダーは、別に定める取引条件を遵守しなければならない。

(著作権、商標権その他知的財産権の取り扱い)

第7条 アンバサダーは、本部が発信する商標、知的財産、ロゴマーク、文書、写真、イラスト、動画、音楽、テキスト、資料、講座内容等（ノウハウ等を含め、以下「本著作物、知的財産等」という。）に関する権利は本部に帰属することを理解し、本部の事前の承諾を得ずに次の行為を行ってはならない。

- (1) 本著作物、知的財産等の内容を引用の範囲を超えて、自己または第三者の著作物に掲載する行為
- (2) 本著作物、知的財産等の内容を、私的利用の範囲を超えて、複製・改変等をして第三者に配布する行為

(賠償責任)

第8条 アンバサダーの活動中に発生した事故及びケガ並びにトラブルについては、本部は一切責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第9条 アンバサダーは、この規約に基づく活動に際して知り得た個人情報については、その保護を厳守することが重要な社会的責任であることを認識し、適切な取扱い及び管理を行わなければならない。

(規約の変更)

第10条 この規約は、予告なく変更することがある。その場合において、本部は速やかにアンバサダーに周知を行うものとする。

附 則

この規約は、2022年 8月 1日から施行する